

社会福祉法人 敬愛会 行動計画

＜次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画＞

男性職員も女性職員もともに就業を継続し、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

① 計画期間

令和 7 年 9 月 1 日～令和 12 年 8 月 31 日の 5 年間

② 内 容

目標① ワークライフバランスの実現に向け、誰もが安心して働き、お互いを尊重しあえる職場風土づくりを目指す。

＜取組内容＞

時間外・休日労働時間の平均を各月 30 時間未満とする。

対策／ 令和 7 年 4 月～ 所定外労働の原因を分析する。

令和 8 年 7 月～ 原因の解決策を検討し、実施する。

年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

対策／令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

7 年 9 月～ 計画的な取得に向けて業務改善に取り組む。

令和 8 年 4 月～ 各部署で計画的に有給休暇の取得計画を策定する。

目標② 各自の育児介護休暇取得率増加のため、業務の効率化と取得環境の改善を図る。

＜取組内容＞

計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 80%以上

対策／7 年 9 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討・実施

（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）

目標③ 性別に関係なく活躍できる職場であるために、女性職員のみならず男性職員に対しても育児休業取得促進に取り組む。

＜取組内容＞

小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校就学中の子を持つ社員にまで拡大する。

対策／令和 7 年 4 月～ 制度を導入した。

令和 7 年 4 月～ 職員への育児介護休暇勤務制度の周知を行う

ホームページやフェイスブック等を活用し、積極的な広報を行う。